

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、低所得者及び生活保護受給者の介護保険サービスの利用の促進を図るため、対象サービスに係る利用者負担額の軽減制度を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市長に対して利用者負担軽減制度を行う旨の申出をした社会福祉法人並びに市長が利用者負担の軽減制度を行う必要があると判断した社会福祉事業を経営する他の事業主体をいう。

2 この要綱において「軽減制度」とは、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱（平成12年焼津市告示第101号）第5条の規定により交付された社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を提示した者に対し、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うことをいう。

3 この要綱において「対象サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護」という。）
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）
- (6) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第27項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）
- (7) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「第一号訪問事業訪問介護」という。）
- (9) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「第一号通所事業通所介護」という。）

4 この要綱において「1割負担額」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービスの額を控除した額
- (2) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費を控除した額
- (3) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示

第128号)により算定した費用の額(その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。)から、法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

(5) 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)により算定した費用の額(その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。)から、法第48条第2項に規定する施設介護サービス費の額を控除した額

5 この要綱において「食費」とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第61条第1号イ及び第2号イ、第65条の3第1号イ、第2号イ、及び第5号イ及び第6号イ、第79条第1号、第84条第1号イ及び第2号イ並びに第85条の3第1号イ及び第2号イに規定する食事の提供に要する費用から特定入所者介護サービス費を控除した額をいう。

6 この要綱において「居住費」とは、施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用、施行規則第65条の3第5号ロ及び第79条第2号に規定する居住に要する費用並びに施行規則第65条の3第2号ロ、第6号ロ及び第85条の3第2号ロに規定する宿泊に要する費用から特定入所者介護サービス費を控除した額をいう。

7 この要綱において「旧措置入所者」とは、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。

8 この要綱において「高額介護サービス費」とは、法第51条に規定する高額介護サービス費及び第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。をいう。

9 この要綱において「高額医療合算介護サービス費」とは、法第51条の2に規定する高額医療合算サービス費及び第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費をいう。

10 この要綱において「特定入所者介護サービス費」とは、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費及び第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。

11 この要綱において「生活保護受給者等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 所要見込額調書総括表(第2号様式)

(3) 所要見込額調書個表(第3号様式、第3号様式の2)

(4) 利用者負担収入見込額調書(第4号様式)

(5) 資金状況調べ(第5号様式)

(6) 収支予算書抄本

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(第6号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書(第7号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

3 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とするものとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を当該社会福祉法人等を所管する都道府県又は市に申し出た上で市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(変更承認申請書等)

第6条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しよ

うとするときは、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更承認申請書（第8号様式）
- (2) 変更所要見込額調書総括表（第2号様式）
- (3) 変更所要見込額調書個表（第3号様式、第3号様式の2）
- (4) 変更利用者負担収入見込額調書（第4号様式）
- (5) 変更収支予算（見込）書抄本
（実績報告書）

第7条 補助対象者は、補助事業の完了の日から1か月以内（前条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から1か月以内）又は当該補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第9号様式）
- (2) 事業実績書総括表（第10号様式）
- (3) 所要額調書個表（第3号様式、第3号様式の2）
- (4) 利用者負担収入額調書（第4号様式）
- (5) 軽減状況調書（第11号様式、第12号様式）
- (6) 収支決算（見込）書抄本
（補助金交付額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、補助金交付の額を確定し、補助対象者に対し、補助金交付確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象者は、前条に規定する補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日までに、請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 概算払の請求をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求書（第14号様式）
- (2) 資金状況調べ（第5号様式）
（補助金の交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第13条 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との適用関係については、この要綱による軽減制度適用後の利用者負担額に対して支給を行うものとする。

- 2 前項の規定の適用の際、介護福祉施設サービス又は小規模多機能型居宅介護の利用者で利用者負担第2段階のものの施設サービス費に係る利用者負担については、この要綱による軽減制度の対象としない。
- 3 特定入所者介護サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費の支給後の利用者負担額について、この要綱による軽減制度を適用するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。ただし、別表第4号の項補助率の欄のただし書部分は、平成13年1月1日以降の減免措置に対し、適用する。
- 2 平成27年度においては、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、別表に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も助成措置以外の実施方法は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱（平成12年告示第101号）第2条から第5条までにのとおりとす。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の社会福祉法人による利用者負担減免措置事業費補助金交付

要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年分の補助金から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正前の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に行う事業に係る補助金について適用し、同日以前に行った事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日以後に提供された対象サービスの係る軽減制度について適用し、同日前に提供された対象サービスに係る軽減制度については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助の対象及び補助率

第2条第3項各号の該当区分	利用者負担額	対象経費	補助率
第1号	1割負担額とする。	左欄利用者負担額の軽減制度に要する経費のうち、社会福祉法人等が全ての利用者から受領すべき利用者負担収入（対象サービス区分に係るものに限る。以下「本来受領すべき利用者負担収入」という。）の1パーセントを控除した額	2分の1
第2号	1割負担額及び食費の合算額とする。		
第3号	1割負担額、食費及び居住費の合算額とする。ただし、生活保護受給者等については、個室の居住費に係る利用者負担額とする。		
第4号	1割負担額とする。		
第5号	1割負担額、食費及び居住費の合算額とする。		
第6号	1割負担額、食費及び居住費の合算額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下のものにあつては、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額とし、生活保護受給者等にあつては個室の居住費に係る利用者負担額とする。		2分の1。ただし、対象経費から本来受領すべき利用者負担収入に10パーセントを乗じた額を控除して得た額がある場合は、当該額については10分の10。
第7号	1割負担額、食費及び居住費の合算額とする。		2分の1

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

第8号	1割負担額とする。	
第9号	1割負担額及び食費の合算額とする。	